



日本はひとつ
しごとプロジェクト

報道関係者各位

平成 23 年 7 月 8 日

【照会先】

職業安定局 派遣・有期労働対策部

企画課 若年者雇用対策室

室 長 久知良 俊二 (内線 5862)

室長補佐 伊藤 浩之 (内線 5333)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3597)0331

東日本大震災による新卒者の内定取り消し・入職時期繰り下げなどの状況

(6月30日時点)

厚生労働省はこのほど、大学や高校などを今春卒業した新卒者のうち、東日本大震災の影響で内定を取り消されたり、入職(入社)の時期を繰下げられたりした人について、震災が発生した3月11日から6月30日までの状況をまとめましたので、公表します。

事業主が内定の取消し・入職時期の繰下げを行う場合は、公共職業安定所(ハローワーク)に報告する必要があるとあり、今回、震災発生時からの報告の累計をまとめました。集計結果には、被災地域の新卒者だけでなく、被災地域外に住んでいながら、震災の影響で内定を取り消されるなどした人も含まれます。

一方、卒業後3年以内既卒者については、採用した事業主に奨励金を支給する制度がありますが、厚生労働省では4月6日に、「被災した」3年以内既卒者に限定した求人をハローワークに提出し採用した事業主に対し、特例措置として、支給額の増額・支給要件の緩和を行いました。この特例措置に関し、6月30日までに全国のハローワークに提出された「奨励金対象求人数」と「雇用開始者数」の累計についても、以下に取りまとめました。

【採用内定取消し・入職時期繰下げ件数(3月11日～6月30日)】

- 内定取消し 416人(121事業所)
- 入職時期繰下げ 2,366人(266事業所)

【3年以内既卒者対象奨励金の特例措置実施状況(4月6日～6月30日)】

- 奨励金対象求人数 14,844人
- 雇用開始者数 652人

東日本大震災による新卒者等の内定取消し・入職時期繰下げ等の状況

1. 6月30日までに本省に報告された採用内定取消しと入職時期繰下げの件数(3月11日～6月30日)

	事業所数	学生・生徒数	うち 中学生	うち 高校生	うち 大学生等
内定取消し累計 (3月11日～6月30日)	121	416	0	248	168
入職時期繰下げ累計 (3月11日～6月30日)	266	2,366	2	1,398	966

注)事業主は採用内定取消し若しくは入職時期繰下げを行う場合は、ハローワークに報告することが必要。

本数値は当該報告を取りまとめたもの。

※被災地等における内定取消しと入職時期繰下げを受けた学生・生徒の人数

	全体	岩手	宮城	福島	東京	その他
内定取消し累計 (3月11日～6月30日)	416	87	58	88	88	95
入職時期繰下げ累計 (3月11日～6月30日)	2,366	220	320	308	666	852

※「採用内定取消し者」のうち、6月30日までに217人が就職決定となっている。

※「入職時期繰下げ者」のうち、6月30日までに191事業所1,749人が入職済みとなっている。

2. 3年以内既卒者対象奨励金の特例措置(※1)実施状況(4月6日～6月30日)

(単位：人)

	全体			
	うち 大学生等	うち 高校生	うち 中学生	
ハローワークに提出された対象求人数	13,837	9,705	3,798	14,844
うち 3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金(※2)	10,863	9,705	3,798	11,870
うち 3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金(※3)	2,974	—	—	2,974
雇用開始者数	365	271	16	652
うち トライアル雇用開始者数	267	271	16	554
うち 採用拡大奨励金による就職者数	98	—	—	98

※1 被災地の3年以内既卒者を採用する場合の特例措置を4月6日より実施

(1)「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」

有期雇用(原則3か月):1人月額10万円

正規雇用から3か月定着した場合、60万円支給(通常:50万円支給)

(2)「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」

正規雇用から6か月定着した場合、120万円支給(通常:100万円支給)

雇用保険適用事業所単位で、1事業所最大10人まで支給可能

(通常:1事業所1人限り)

※2 求人枠1に対して大学生でも高校生でも可という求人があるため、全体数と内訳の合計とは一致しない。

※3 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金の対象者は、大学生等(大学生、大学院生、短大生等)である。

注1) 数値は現時点で把握できている数値であり、震災地域を中心に把握できていないものも生じている可能性があります。

注2) 内定取消、入職時期繰下げの相談を受けた事業主へは雇用調整助成金の活用を促すなど、出来る限り内定取消しや入職時期繰下げを回避していただくようお願いしています。

注3) 採用内定取消しや入職時期繰下げを行う場合、事業主はハローワークへの報告が必要となります。

注4) 平成23年3月22日、厚生労働大臣・文部科学大臣の連名により、主要経済団体など(258団体)、求人情報事業所団体に対して、東北地方太平洋沖地震による新規学校卒業予定者などの採用内定取消しなどへの対応を要請しました。さらに、厚生労働大臣より、4月11日に(社)日本経済団体連合会及び全国中小企業団体中央会、4月15日に日本商工会議所に対して、被災した未就職卒業者の積極的な採用、雇用調整助成金を活用した新入社員の雇用維持等を要請しました。